

現行の自立活動の項目、26項目	改訂版 自立活動の項目、27項目 4つの項目で改訂(案)
1. 健康の保持	1 健康の保持
(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。
(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。	(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
(4)健康状態の維持・改善に関する事。	(5)健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定	2 心理的な安定
(1)情緒の安定に関する事。	(1)情緒の安定に関する事。
(2)状況の理解と変化への対応に関する事。	(2)状況の理解と変化への対応に関する事。
(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3. 人間関係の形成	3 人間関係の形成
(1)他者とのかかわりの基礎に関する事	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。
(2)他者の意図や感情の理解に関する事	(2)他者の意図や感情の理解に関する事。
(3)自己の理解と行動の調整に関する事	(3)自己の理解と行動の調整に関する事。
(4)集団への参加の基礎に関する事	(4)集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握	4 環境の把握
(1)保有する感覚の活用に関する事。	(1)保有する感覚の活用に関する事。
(2)感覚や認知の特性への対応に関する事	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き	5 身体の動き
(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
(3)日常生活に必要な基本動作に関する事。	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事。
(4)身体の移動能力に関する事。	(4)身体の移動能力に関する事。
(5)作業の円滑な遂行に関する事。	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション	6 コミュニケーション
(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
(2)言語の受容と表出に関する事。	(2)言語の受容と表出に関する事。
(3)言語の形成と活用に関する事。	(3)言語の形成と活用に関する事。
(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。